

令和8年度

# 富士宮市育児休業代替任期付職員

## 【保育士】採用試験案内

富士宮市 総務部 人事課

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

富士宮市は、育児休業を取得する職員の代替として、育児休業期間を任期とする育児休業代替任期付職員（保育士）を募集します。

- ・この試験の合格者は、「育児休業代替任期付職員候補者名簿」に登録されます。
- ・職員の育児休業の取得状況により、名簿登録者から採用を決定します。

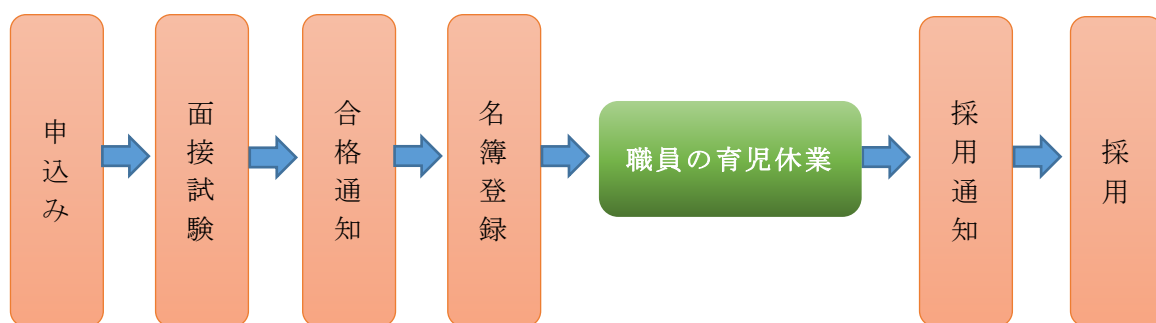
### 1 育児休業代替任期付職員とは

育児休業を取得する職員の代替職員として勤務する職員です。

任期があること及び育児休業を取得することができないことを除き、任期の定めのない職員と同等の勤務条件で勤務する職員です。

※ 育児休業を取得する職員が育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に勤務をお願いする場合があります。

登録から採用までの流れ



1 試験に合格すると「育児休業代替任期付職員候補者名簿」に1年間登録され、職員の育児休業取得状況に応じて随時採用が決定されます。

※ 職員の育児休業取得状況によっては、名簿に登録されていても採用されない場合があります。

2 名簿登録期間は、合格決定の日から1年間です（任用中の者を除く。）。登録期間内に職員の育児休業が発生した場合は、名簿登録順に採用について連絡します。

3 任期はおおむね1年から3年の間となります。なお、職員の育児休業期間の延長又は短縮があった場合には、任期が変更となる場合があります。

## 2 試験職種、採用予定人員及び職務概要

試験職種	採用予定人員	職務概要
保育士	5人程度	市立保育園等において正規職員と同様に保育士として従事します。

※ 採用予定人員は、6月1日時点のものであり、今後変更する場合があります。

## 3 受験資格

試験職種	受験資格
保育士	保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 富士宮市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4 試験日時、試験会場等

試験	内容等
面接試験	会場：富士宮市役所 富士宮市弓沢町150番地 持ち物：受験票、筆記用具 ※試験は、申込受付後、随時実施します。 実施日時については、受験票発送時にお知らせします。

## 5 試験申込

申込方法	<b>郵送又は持参</b>  申込先 富士宮市総務部人事課（市役所庁舎4階） 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
申込期間	<b>令和9年1月29日(金)まで</b>  (土日祝日、12月29日～1月3日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)  ※令和8年度実施試験に複数回申し込むことはできません。
提出書類	<input type="checkbox"/> <b>育児休業代替任期付職員採用試験申込書</b>  ※様式は市ホームページからもダウンロードできます。  <input type="checkbox"/> <b>保育士証の写し</b>  <input type="checkbox"/> <b>110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）</b>  ※受験票の送付に使用します。 ※封筒に <u>郵便番号、住所、氏名</u> を記載し、110円切手を貼り付けてください。

### 【注意】

・提出書類に不備のある場合は受付できません。また、申込期間を経過した場合はいかなる場合であっても受付できませんので余裕をもって申込みしてください。

## 6 試験結果の発表

- (1) 試験は、得点により合格者を決定します。
- (2) 試験結果は、合否にかかわらず受験者全員に郵送します。

## 7 採用

- (1) 合格者は、育児休業代替任期付職員候補者名簿に登録し、職員の育児休業の取得状況に応じて随時採用します。  
※ 職員の育児休業取得状況によっては、名簿に登録されていても採用されない場合があります。
- (2) 受験資格がないこと又は申込の記載事項に虚偽があることが判明した場合は採用を取り消すとともに、候補者名簿からも削除します。
- (3) 保育士の最終合格者のうち、すでに保育士資格を有する受験者については、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）に基づき、採用手続等の過程において、「保育士特定登録取消者管理システム」により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（以下、「特定登録取消者」という。）の該

当の有無を確認します。

確認の結果、特定登録取消者該当者であることが明らかになった場合、採用されません。

- (4) 令和8年12月25日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職種(保育士等)の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしており、あらかじめ採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

なお、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合、採用されません。

## 8 給与・勤務条件等

給与は、市の条例・規則により支給額を決定します。給与関連の条例改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

- (1) 給与月額(令和8年4月1日 給料及び地域手当の合計支給月額)

最終学歴	大卒	短大卒	高卒
新卒	247,104円	231,504円	214,968円
【参考】職務 経験10年	304,928円 以上	295,568円 以上	277,680円 以上

ア 【参考】欄は、保育士と同種の職務経験があつて採用された場合の月額です。(職務経験がある人は、その職歴に応じ一定の加算があります。)

イ このほか、条件により保育業務手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等を支給します。

ウ 期末・勤勉手当(ボーナス)

6月(2.325か月分) } 合計  
12月(2.325か月分) } 4.65か月分(予定)です。

ただし、採用1年目(4月1日採用)の合計は、3.0225か月分(予定)です。

- (2) 勤務時間・休暇等(勤務場所により異なる場合があります。)

ア 勤務時間/週当たり38時間45分

イ 休日/土日祝日、年末年始

勤務のシフトにより休日に勤務することがあります。

ウ 休暇制度/年次有給休暇(最大年20日、繰越あり)、特別休暇(結婚、産休、忌引、夏季等)、病気休暇、介護休暇等(育児休業、育児短時間勤務制度はありません。)

・その他勤務条件等は、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様となります。

## 9 その他

- (1) 申込書類は返却しませんので、御承知おきください。

- (2) この試験についての問合せ先

富士宮市総務部人事課 人事研修係

電話：0544-22-1123 メール：jinji@city.fujinomiya.lg.jp